

○羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会公印規程

平成 17 年 3 月 22 日規程第 1 号

最終改正 平成 31 年 3 月 22 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会の公印に関する必要な事項は、この規程の定めるところとする。

(公印の名称、寸法、ひな形等)

第 2 条 公印の名称、番号、書体、寸法、材質及び用途は、別表第 1 のとおりとし、そのひな形は、別表第 2 のとおりとする。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第 3 条 公印の新調、改刻及び廃止は、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会会長の承認を受けなければならない。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱い等については、羽村・瑞穂地区学校給食組合公印規程（平成 31 年規程第 1 号）の例による。

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 22 日規程第 4 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	番号	書 体	寸 法	材 質	用 途
羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会長印	1	てん書	方 21mm	つげ	一般文書用

別表第2（第2条関係）

羽村瑞穂地区学
校給食組合情報
公開・個人情報
保護審査会長印